

# ここが聞きたい すばり村政を問う！

Q

**所有者不明土地の現状と対応**  
そして今後は…

A

特措法のガイドラインや説明会を受けて迅速な対応を行う



今村 龍喜議員

今村議員

最近の報道で“所有者不明土地”という言葉をよく聞くようになった。昨年の6月、民間有識者でつくる所

会は、全国での土地面積を公表し、不明なままだと固定資産税の徵収や公共事業の支障になるほか、農地や森林の荒廃につながるとしている。今後人口減少の進展に伴い問題が一段と深刻になると指摘されている。公共事業を実施する際、地方自治体などの事業者が、関係者から同意を取り付けるための調査に膨大な費用と時間がかかるなどの問題も生じている。

の所在不明の土地はどうある。村内において所有者の所在不明の土地はどうある。

のくらいあるのか。  
**村長**

近年震災復興や空き家対策などにおいて、土地利用の障害となり問題が表面化している。

現在のところ国が推計した所有者不明土地を把握するに至っていない。

今村議員

4月には災害関連工事で相続手続きが長期間放置されたことで支障となり工事に遅れが生じ、地域によっては現在も工事着手のめどが立たない場所があるとあつた。これまでに

農地基盤整備、インフラ整備、砂防、治山工事などの公共事業に支障となつたものがあるのか。また熊本地震による復旧工事での対応はどうのようにしたのか。

建設課長

県では山腹崩壊が多く山林等の用地買収が進められているが、共

有地や相続が済んでおらず、所有者不明土地が多數あり用地買収が困難な状態。これについては計画を変更し、事業が円滑に進む手法がとられている。

農政課長

基盤整備に

ついでには公共工事に限つての支障は今のところ出でていない。

今村議員

中にも共有地や持分設定がされているものがあり、特に旧長陽庁舎跡地などは今



持分権の問題解決が望まれる旧長陽庁舎

後、新規事業の取り組みや有効活用に支障をきたすと思われる。経

費負担も伴うが今後の対応策や方針はどのようと考えているのか。

**建設課長**

指摘のあつたものは持分権が11分の1残つている。購入に向けて努力したが所有者が北海道に移住され、追跡調査も行つている。当面は時効取得まで時間がかかるため、国の制度改変を見据え、早急に取得できるような方策を検討し対応する。

一般質問は、会議録に基づき、質問者が本人が作成し、議会広報特別委員会で編集し、掲載しています。詳細は、会議録の閲覧ができます。